

令和6年度 茨城県県北ニューツーリズム推進事業
ロングトレイル整備・活用等業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度 茨城県県北ニューツーリズム推進事業ロングトレイル整備・活用等業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（※）における観光・交流を核とした地域づくりを促進するため、県北地域に点在する多様な地域資源（自然、歴史・文化遺産、食、アクティビティ、温泉等）をつなぐ常陸国ロングトレイル（以下「ロングトレイル」という。）の整備や活用等を進めていくことで、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進する。

（※）県北地域・・・日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

3 業務の内容

（1）コースの整備

- ・ あらかじめ、コース上の下草刈等を行う箇所、道標を設置する箇所、コース中の急斜面や地面が滑る等の危険箇所（以下「通行危険箇所」という。）の解消のためのロープや鎖等（以下「ロープ等」という。）の設置について、整備計画を作成し、委託者の了解を得るとともに、整備を実施すること。
- ・ 整備計画は、委託者及び現地コーディネーターと連携し、委託者が提供するコース案をもとに現行の登山道や地域資源に関する情報を再整理し、コースを確定したうえで作成すること。
- ・ 下草刈等については、別添に基づき、実施すること。
- ・ 通行危険箇所へのロープ等設置について、委託者に通行危険箇所を示した図面を提示し承諾を得たうえで、ロープ等を設置すること。なお、ロープ等の購入費用は、委託費の中から支払うこと。
- ・ 通行危険箇所へロープ等を設置する場所について、国有林貸付及び自然公園内での作業許可等に関する必要書類等の提出に関する作業協力を求められた際は、委託費の中から対応を行うこと。
- ・ 整備計画に不備のある場合においては、委託者より都度指示を受け、場合によってはコースの変更、再案をした上で本提出とすること。

（整備計画の作成ポイント）

- ・ 整備計画には、整備スケジュール及び整備箇所を記載すること。併せて、整備箇所を記した位置図を添付すること。
- ・ 下草刈、道標設置、通行危険箇所いずれも整備後の出来形、状況等がわかりやすいよう工夫すること。
- ・ 現状整備されている登山道については、整備状況及び登山客の来訪状況に応じて、整備の必要性を判断すること。
- ・ 下草刈については、刈込幅・高さ等がわかりやすいよう、参考写真等を添付すること。

- ・通行危険箇所については、現況写真を添付のうえ、危険解消に係る対応方針について記載すること。
- ・その他、コースの整備にあたって必要となる情報を記載すること。

(2) 現地コーディネーターへの対応

- ・ 事業の実施にあたっては、必要に応じて、委託者の指定する現地の情報に精通した地元の案内人を現地コーディネーターとして配置し、以下の役割を務めてもらうこととしているため、連携を図りながら業務を進めるとともに、役割の遂行について報償を支払うこと。

(現地コーディネーターの役割)

- ・ コースの整備・活用にあたっての地元情報の提供、助言
- ・ コース案のブラッシュアップにあたっての地元情報の提供、助言 等

(3) 来訪者等への対応

- ・ 委託者が別途作成する問い合わせフォームへの問合せがあった場合、委託者の判断を要さないものについて回答をすること。なお、問合せ内容の提供方法は別途委託者が指定する。
- ・ 委託者が別途作成する踏破証明書の発行フォームへ申請があった場合、発行にかかる確認及び発行手続きを行うこと。なお、申請情報の提供方法は別途委託者が指定する。

(4) コースの整備・維持管理に関わる人材の育成・管理

- ・ コースの整備・維持管理に主体的に関わることができる人材（以下「人材」という。）の育成・管理を以下のとおり行うこととする。
 - ① 整備活動に係る野外研修及び講義（2回以上）を実施すること。
 - ② 年間スケジュールを作成し、委託者の了解を得るとともに、実施すること。
 - ③ 委託者と協議の上、公募等により人材の確保を図り、人材の管理及び連絡調整を行うこと
 - ④ スキルアップの実施結果について、実施報告書（アンケート結果集計を含む。）を作成し、委託者に提出すること。

4 県の関連事業等との連携

業務の実施にあたっては、県が別に実施するロングトレイルに係る事業と効果的に連携すること。

5 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

6 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書（委託契約書様式第2号）とともに、以下のものを委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・収支計算書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・その他調査に関連して作成した資料等の電子媒体 1式

(2) 提出期限

令和7年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について随時委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の取り組みや活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。

ロングトレイル下草刈業務委託仕様

1 業務内容

ロングトレイルコースの下草刈（コース内倒木等移動含む）

2 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 場所

ロングトレイルコースのうち、用地の権利関係調整が完了した任意の箇所（開通済みの区間を含む約124km程度）

4 実施方法

(1) 下草刈の実施計画の作成

- ① 委託者と調整の上、令和6年度下草刈の整備を行うエリア案を設定し、委託者に提出すること。
- ② ①で設定したエリア案を踏まえて、権利関係等を委託者等と確認の上、下草刈を行う場所と現地の写真を図面上に作成し、委託者に提出を行うこと。
- ③ 下草刈を行う場所について、国有林貸付及び自然公園内での作業許可等に関する必要書類等の提出に関する作業協力を求められた際は、委託費の中から対応を行うこと。

(2) 下草刈等の実施

- ① (1)での調整内容に基づき実施すること。
- ② 下草刈については、国有林貸付若しくは民有地の地権者の同意等の作業許可の手続きが完了した範囲に限って行うものとし、実施方法については別途委託者との協議の上、決定すること。
- ③ コース通行者・利用者が快適で安全に通行及び利用できるように実施すること。
- ④ 作業にあたっては、コース利用者等及び作業員の安全確保に十分留意するとともに、ボランティア保険若しくはイベント共済保険等への加入を行うこと。
- ⑤ 作業で発生した刈草等の処分は原則行わないが、コース利用者等の妨げにならないよう遊歩道外への集草を行うなどの対応をすること。
- ⑥ コースに崖崩れ等危険箇所を発見した場合は作業を中断し、ただちに委託者へ報告すること。
- ⑦ 業務日報にカラー写真（現場状況、作業実施前後等）及び作業実施箇所を記載したマップ等を添付した月報を提出すること。また、全業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。
- ⑧ 業務の実施にあたって、購入した備品等については、台帳等にまとめて委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、適切に管理すること。
- ⑨ 作業を進める上で不測の事態が生じた場合やこの仕様に記載のない事項について疑義を生じた場合、協議の上誠意を持ってその解決にあたるものとする。